

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

大破合同運送株式會社定款

第一章 總則

第一條

當會社大破合同運送株式會社トス

第二條

當會社ハ存業勢ヲ以テ以テ目的トス

一、運送及運送取扱並ニ物品運託販賣業

ニシテ其一切ノ業務

第三條

當會社資本總額ヲ金五十圓トス

第四條

當會社ハ本社ヲ神奈川縣中郡大磯町三丁目

第五條

當會社ハ公告ハ本社ヲ、社頭掲載ス

第六條 株式 株式

第七條

當會社株式ハ壹株金額ヲ金貳拾圓トス



其株數ヲ五百拾株ニ分ツ
之則項株式統數ノ四或百拾株ヲ優先株トシ
各決算期ニ於テ年々分ノ利益配當ヲナシ其剩利
餘益ヲ普通株ニ配當スルモトス而シテ普通株
ニ配當スル平均利率年々分ノ割合ヲ超過スル場合
ニ於テハ優先株ト普通株トニ對シテ平等割合ヲ以
テ利益配當ヲナスモトス

利益ノ優劣株ニ配當スル年々分ノ割合ハ均等ニ配當
額ノ不足ヲ生ズル場合ニ於テハ其不足額ハ後利
益配當期ニ於テ其利益額内ヨリ配當ヲナスモトス然
各決算期ノ利益額全カ所定ノ配當ヲナスニ不足ノ債
權者等ニ於テハ其利益額全カ所定ノ配當ヲナスニ不足ノ債
權者等ニ於テハ其利益額全カ所定ノ配當ヲナスニ不足ノ債

ヲ有スルモトス

第七條 當余此ノ株式ハ記名式トス

第八條 當余此ノ株式ハ普通株式トス

第九條 株式ノ拂込金額又期日ハ取締役會ノ決議ヲ
以テ之ヲ定ム

第十條 株式ノ拂込額ハ其期日ノ翌日ヨリ

其滞納金額之數ニ全日圓之付キ壹日四錢割合
ヲ以テ之選滞利息ヲ生サシ且其選滞為メ生ズル
ハ費用ヲ當余此ニ生サシモトス

第十壹條 株式ハ住所又ハ印鑑ヲ當余此ニ届ケ置クモトス
氏名住所又ハ印鑑変更ノ場合又同ク

第十貳條 當余此ノ株式ヲ賣買シ置ク後ニ於テハ取得者ハ

株券の裏面に署名捺印し高余此所定ノ書式ニ依リ
ク先請求書ニ捺券ノ添付ニ署名捺換ノ請求ヲナ
スモノト又相續遺贈又ハ法律上ノ手續ニ依リ捺券ヲ
取得スル者ハ其事實ヲ證明スル中書類ヲ添付シ
署名捺換ノ請求ヲナスモノトス

第拾号條 捺券ノ毀損又ハ種類ヲ変更スル為メ捺券ノ交
付ヲ要セスルモノハ高余此所定ノ書式ニ依リ先請
求書ニ捺券ヲ添付シテ新捺券ノ交付ノ請求ヲ
ナスモノトス

第拾一回條 捺券ノ紛失ニ由リ捺券ノ再交付ヲ要セント
スルモノハ高余此所定ノ書式ニ依リ高余此ノ通書
ト認見式名簿ニ捺印シテ署名捺換ノ請求書ヲ提出ス

ルモノトス

前項請求アリタルモノハ高余此ハ請求者ノ費用ヲ以
テ其旨ヲ公告シ公告自ヨリ発給日ヨリ起ルモ異議ヲ
申立タルモノナキトキハ新捺券ヲ交付ス

第拾五條 捺券ノ署名捺換又ハ前條條均合ニ於テハ新捺券ノ
交付ニ付テハ左ノ手数料ヲ徴收ス

- 一 捺券ノ署名捺換ノ種 捺券ノ書料ニ付金拾錢
- 一 新捺券ノ發行 同 金五拾錢

第拾六條 高余此ハ毎高余月是日ヨリ定期會終結ノ日迄
捺券ノ署名捺換ヲ停止ス但臨時會合トキハ該
會招集ノ通知ヲ發シタル日ヨリ起ル會終結ノ日迄
之ヲ停止ス

但奇余此二願向者如相讓役者名ヲ被ルニトテ得

第貳拾五條 祀長八守祀ヲ代表シ余祀全般ノ業務ヲ統理ス

專務取締役ハ祀長ヲ補佐シ之ヲ事務取締役ハ專

務ニ從事ス

祀長事故アル時ハ恒次其職務ヲ代理ス

第貳拾六條 取締役又ハ監査役中缺員生じた時ハ臨時總會

ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ但シ法定ノ員數ヲ缺カサルハ

キハ次團ノ定時總會迄其選舉ヲ延期スルコトヲ得

第貳拾七條 取締役ノ任期ハ各年トシ監査役ノ任期ハ各五年トス

但シ其任期ハ任期中ノ最終決算期ニ至ルニ至ル時

總會ノ時ニ付了スルハ其後會ノ終結ニ至ルニ至ル其

任期ヲ俾長クスルコトス

補缺選舉等ノ見初任見取締役又監査役ノ任期ハ前

任者ノ任期終了ノ日迄トス

取締役又監査役ハ再選スルコトヲ得

第貳拾八條 取締役又監査役等ハ報酬ハ株式總會ニ決議ヲ

以テ之ヲ定ム

第 五 章 討 算

第貳拾九條 當會祀ノ決算ハ毎年壹團トシ五月ヨリ拾日迄トス

第參拾條 當會祀ノ損益計算ハ毎年壹團トシ拾日迄ノ收入等ヨリ切

總費損失及消却全部ヲ控除シタル後ノ利益金トシテ記シ

至願ニ控除シタル後ノ利益金トシテ記ス

但シ總會ノ副連任金又後期繰越金トシテ得

第壹拾 別各生百五分五以上 此是 積立金

第六 利息金百分十以上 役員賞與金

第七 利息金百分十以上 役員賞與金

後記

第八 利息金百分十以上 役員賞與金

第九 利息金百分十以上 役員賞與金

第十 利息金百分十以上 役員賞與金

第十一 利息金百分十以上 役員賞與金

第十二 利息金百分十以上 役員賞與金

附則

第十三 利息金百分十以上 役員賞與金

神奈川縣中郡大磯町大磯八百七拾八番地
大磯合同運送株式會社
代表者 小島金次